

## 別海町ごみの減量化大作戦!

その69



## 大掃除のごみは、ごみ処理場へ

大掃除などで、一度に大量の家庭ごみを出す場合は、ごみステーションに排出せず、別海町ごみ処理場へ直接持ち込みをお願いします。

## ■自分で持ち込む場合

- 搬入量に応じてごみ処分手数料を徴収しますので、**現金をご用意ください。**
- ごみをまとめるときは、透明または半透明の袋に入れてください。(指定ごみ袋を使用する必要はありません。) **肥料袋、フレコンバッグ、ダンボールなど、外から中身を確認できないものに入れての持ち込みはできません。**
- あらかじめ、ごみ出しルールの分別区分によって分別した上で持ち込み願います。

## ■自分で持ち込むことが難しい場合

- 「一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼することができません。この場合、ごみ処理場で支払うごみ処分手数料のほか、**許可業者に収集運搬料を支払う必要があります。**許可業者以外に収集運搬を依頼することは、**違法行為**となりますのでご注意ください。

## ■別海町ごみ処理場

- 受付 月曜日から土曜日 午前9時から午後4時
- 住所 別海町別海362番地1 ■連絡先 TEL 75-3812
- ごみ処分手数料 家庭ごみ(もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ) 20kgごとに60円 ※資源ごみは無料

## 「粗大ごみ」の出し方チェック

粗大ごみに分別するものは、専用ごみ袋に入らない「机、ソファ、ストーブ、いす、たんす、自転車など」です。「粗大ごみ」を排出する場合は、粗大ごみ用証紙(シール)の貼り付けが必要で、指定ごみ袋を取り扱っている商店などで購入できます。

## ■注意点

- ☑「粗大ごみ」は、ごみの収集作業員が人力で持ち上げトラックに乗せているため、大人1人で持ち上げられないごみは収集できません。その際は「このごみは収集できません！」シールを貼り付けし、お知らせします。
- ☑**家庭で使用している「業務用冷凍ストッカー」**は、ごみ処理場へ直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を個別に依頼するよう、ご協力をお願いします。
- ☑布団、じゅうたん、マットなどの平たい大きなものは「粗大ごみ」ですが、50cm四方以内に裁断した場合は「もえないごみ」として出すことができます。

## ■ごみ処理場で受け入れができないごみ

ごみ処理場では、解体作業が難しいものや特殊な素材のものなど、受け入れできないごみがあります。これらは、**ごみステーションへの排出も、ごみ処理場への持ち込みもできません。**

ご不便をお掛けしますが、廃棄する場合は、下記担当へご相談ください。

## 主な例

- スプリングマットレス
- 畳
- 家電リサイクル法対象製品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン)
- 建築物または建築物以外の工作物(物置など)の解体に伴うごみ

問合せ/町民生活担当(内線1212・1213)

## し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

1月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。12月から3月までの冬期間は凍結するため家庭廃水のくみ取りは行いません。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日までに**、申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時などを除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

また、手数料徴収方法の変更に伴い、6月以降、最初の申し込みの際には、納入通知書の発送先などを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、未使用のし尿処理証紙の還付については、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ  
検索キーワード

し尿処理証紙



## 【くみ取り申込先】

役場町民課窓口	TEL75-2111 (内線1212・1213)
西春別支所	TEL77-2131
尾岱沼支所	TEL0153-86-2166
上春別連絡事務所	TEL75-6011
上風連連絡事務所	TEL75-7326

## 【定期くみ取りの申し込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込むことができますので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。

問合せ/町民生活担当(内線1212・1213)



## マイナンバーカードの受け取り と休日・夜間窓口のご案内

### 【マイナンバーカードの受け取りは済みましたか？】

マイナンバーカードを申請して、何年もほったらかしということはありませんか？

マイナンバーカードは有効期限が切れるまで役場でお預かりしていますので、何年もたっているからもう交付できないと思わず、受け取りにお越しください。受取用のはがきがなくても、窓口へ備え付けの申請書に記入していただくことで交付できます。

なお、本人確認書類を忘れずにお持ちください。  
※申請の有無が不明の場合は、下記担当までご連絡ください。

### 【マイナンバーカード交付申請書が送付されます】

マイナンバーカードをお持ちでない方に、11月中旬から12月上旬にかけて、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」から、マイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。スマートフォンなどを使用し申請書の2次元コードを読み取ることで、簡単に申請ができます。

最大2万円分のポイントがもらえる、マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は12月末となっていますので、早めの申請がおすすです。

この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください。

### 【各支所の窓口でも、マイナポイントの申し込みなどができるようになりました】

各支所の窓口で、マイナポイントの申し込みや保険証、公金受取口座の登録ができるようになりましたので、お近くにお住まいの方はぜひご利用ください。

平日の窓口は大変混み合っているため、長い時間お待ちせしてしまうことがありますので、ご都合がつかない場合は休日・夜間窓口のご利用をお勧めします。

### 【マイナンバーカード休日・夜間窓口を開設しています】

マイナンバーカード休日・夜間窓口を次のとおり開設していますので、平日の来庁が難しい方はぜひこちらの窓口をご利用ください。

#### ■開設日時

- ・夜間窓口 毎月15日（休日の場合は翌開庁日）  
午後5時30分から午後7時45分
- ・休日窓口 毎月第4土曜日と翌日曜日  
午前9時から午後5時

	夜間窓口	休日窓口	
令和4年12月	15日(木)	24日(土)	25日(日)
令和5年1月	16日(月)	28日(土)	29日(日)
2月	15日(水)	25日(土)	26日(日)
3月	15日(水)	25日(土)	26日(日)

#### ■場所 役場お客様カウンター（町民課戸籍年金担当）

#### ■特設窓口でできること

- ・マイナンバーカードの申請、交付
- ・マイナポイントの申請
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用申し込み、公金受取口座の登録
- ・電子証明書の新規発行、更新

#### ■必要なもの

- ・本人確認書類（Aから1点またはBから2点をお持ちください。）

#### A（写真付きの公的証明書）

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード など

#### B（「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載されたもの）

健康保険証、医療受給者証、介護保険証、通帳、社員証、学生証 など

- ・通知カード（紛失した場合は紛失届を記入）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの場合）

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）

## 消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内し、相談の最初の一步をお手伝いするもので、本町の場合は、町の消費生活相談窓口である下記担当につながります。

「悪質商法などによる被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のものが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

また「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むようにとの不審な電話がかかってきた」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルなどで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。相談員がトラブル解決を支援します。 問合せ／町民生活担当（内線1212）



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
「いややん」